

特別養護老人ホームサンライフたきの里（従来型個室） 利用料金表

（単位：円）

令和6年6月1日現在

要介護度	所得 段階	施設サービス費			各種 加算	居住費					食費				1日合計			30日合計			
		1割負担	2割負担	3割負担											1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
																					1割負担
1	1	600	1,200	1,800	(a)	320					300					1,220	1,820	2,420	36,600	54,600	72,600
	2					420					390				1,410	2,010	2,610	42,300	60,300	78,300	
	3-①							820				650			2,070	2,670	3,270	62,100	80,100	98,100	
	3-②								820				1,360		2,780	3,380	3,980	83,400	101,400	119,400	
	4									1,300				1,480	3,380	3,980	4,580	101,400	119,400	137,400	
2	1	671	1,342	2,013	(a)	320					300				1,291	1,962	2,633	38,730	58,860	78,990	
	2					420					390			1,481	2,152	2,823	44,430	64,560	84,690		
	3-①							820				650		2,141	2,812	3,483	64,230	84,360	104,490		
	3-②								820				1,360	2,851	3,522	4,193	85,530	105,660	125,790		
	4									1,300				1,480	3,451	4,122	4,793	103,530	123,660	143,790	
3	1	745	1,490	2,235	(a)	320					300				1,365	2,110	2,855	40,950	63,300	85,650	
	2					420					390			1,555	2,300	3,045	46,650	69,000	91,350		
	3-①							820				650		2,215	2,960	3,705	66,450	88,800	111,150		
	3-②								820				1,360	2,925	3,670	4,415	87,750	110,100	132,450		
	4									1,300				1,480	3,525	4,270	5,015	105,750	128,100	150,450	
4	1	817	1,634	2,451	(a)	320					300				1,437	2,254	3,071	43,110	67,620	92,130	
	2					420					390			1,627	2,444	3,261	48,810	73,320	97,830		
	3-①							820				650		2,287	3,104	3,921	68,610	93,120	117,630		
	3-②								820				1,360	2,997	3,814	4,631	89,910	114,420	138,930		
	4									1,300				1,480	3,597	4,414	5,231	107,910	132,420	156,930	
5	1	887	1,774	2,661	(a)	320					300				1,507	2,394	3,281	45,210	71,820	98,430	
	2					420					390			1,697	2,584	3,471	50,910	77,520	104,130		
	3-①							820				650		2,357	3,244	4,131	70,710	97,320	123,930		
	3-②								820				1,360	3,067	3,954	4,841	92,010	118,620	145,230		
	4									1,300				1,480	3,667	4,554	5,441	110,010	136,620	163,230	

特別養護老人ホームサンライフたきの里（多床室） 利用料金表

（単位：円）

令和6年6月1日現在

要介護度	所得 段階	施設サービス費			各種 加算	居住費					食費				1日合計			30日合計			
		1割負担	2割負担	3割負担											1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
1	1	600	1,200	1,800	(a)	0					300					900	1,500	2,100	27,000	45,000	63,000
	2					370					390				1,360	1,960	2,560	40,800	58,800	76,800	
	3-①						370				650				1,620	2,220	2,820	48,600	66,600	84,600	
	3-②							370				1,360			2,330	2,930	3,530	69,900	87,900	105,900	
	4								840					1,480	2,920	3,520	4,120	87,600	105,600	123,600	
2	1	671	1,342	2,013	(a)	0					300				971	1,642	2,313	29,130	49,260	69,390	
	2					370					390				1,431	2,102	2,773	42,930	63,060	83,190	
	3-①						370				650				1,691	2,362	3,033	50,730	70,860	90,990	
	3-②							370				1,360			2,401	3,072	3,743	72,030	92,160	112,290	
	4								840					1,480	2,991	3,662	4,333	89,730	109,860	129,990	
3	1	745	1,490	2,235	(a)	0					300				1,045	1,790	2,535	31,350	53,700	76,050	
	2					370					390				1,505	2,250	2,995	45,150	67,500	89,850	
	3-①						370				650				1,765	2,510	3,255	52,950	75,300	97,650	
	3-②							370				1,360			2,475	3,220	3,965	74,250	96,600	118,950	
	4								840					1,480	3,065	3,810	4,555	91,950	114,300	136,650	
4	1	817	1,634	2,451	(a)	0					300				1,117	1,934	2,751	33,510	58,020	82,530	
	2					370					390				1,577	2,394	3,211	47,310	71,820	96,330	
	3-①						370				650				1,837	2,654	3,471	55,110	79,620	104,130	
	3-②							370				1,360			2,547	3,364	4,181	76,410	100,920	125,430	
	4								840					1,480	3,137	3,954	4,771	94,110	118,620	143,130	
5	1	887	1,774	2,661	(a)	0					300				1,187	2,074	2,961	35,610	62,220	88,830	
	2					370					390				1,647	2,534	3,421	49,410	76,020	102,630	
	3-①						370				650				1,907	2,794	3,681	57,210	83,820	110,430	
	3-②							370				1,360			2,617	3,504	4,391	78,510	105,120	131,730	
	4								840					1,480	3,207	4,094	4,981	96,210	122,820	149,430	

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	60	90	入所日から30日に限り加算されます。
安全対策体制加算	20/回	40/回	60/回	安全対策担当者が施設における安全対策についての専門知識等を外部の研修で身につけ、施設の事故防止検討委員会等で共有を行った場合に加算されます。(新規入居者の方1回限り)
精神科医療養指導加算	5	10	15	認知症である利用者が全利用者の3分の1以上を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画を作成している場合。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
看護体制加算 (I)	12	24	36	常勤看護師を1名以上配置していると加算されます。
看護体制加算 (II)	23	46	69	看護職員を2名以上配置していること。看護職員との24時間連絡できる体制を確保した場合加算されます。
認知症専門ケア加算 (I)	3	6	9	利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が全体の50%以上を占め、かつ、介護従事者のうち認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1名以上配置し、20以上の場合は10人またはその端数を増すごとに1名以上を配置している場合、かつ、職員間で認知症ケアに関する技術的指導会議等を定期的実施している場合など専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算 (II)	4	8	12	(I)の内容に加え、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成・実施するなど専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (I)	12	24	36	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士等を1名以上配置しているものとして市町村に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を行っている場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (II)	20/月	40/月	60/月	(I)の内容に加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善を行った場合に加算されます。
日常生活継続支援加算 (I)	36	72	108	新規利用者の総数のうち、要介護4～5の被認定者の割合が全体の70%以上を占める場合または認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が65%以上を占める場合で、かつ、介護従業者のうち介護福祉士を利用者の数が6人またはその端数を増すごとに1人以上配置している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (I)	3/月	6/月	9/月	利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すると加算されます。

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月	26/月	39/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡が発生していない場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90/月	180/月	270/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言・指導を行った場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110/月	220/月	330/月	(Ⅰ)の内容に加え、利用者の口腔衛生等の管理に係わる情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた口腔衛生等の管理の実施の為に必要な情報を活用した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	20/月	30/月	排せつ支援の質の向上を図るため、利用者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価を行う。又、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる利用者は、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成する。当該支援計画に基づく支援を継続して実施し、少なくとも3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	30/月	45/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月	40/月	60/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	80/月	120/月	入居者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しを行った場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	100/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、入居者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しや、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。
自立支援促進加算	300/月	600/月	900/月	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うこと。(少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している。)又、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた利用者は、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な支援の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月	60/月	90/月	評価対象の全利用者について、利用開始月と該当月の翌月から起算して6か月目においてバーセルインデックス(BI)を適切に評価できる職員(一定の研修を受けた者)がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出する場合加算されます。又評価対象者のADL利得の平均値が1以上であった場合加算されます。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月	120/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、評価対象者のADL利得の平均値が2以上であった場合加算されます。

療養食加算	6/回	12/回	18/回	医師の指示により療養食を提供した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	200/回	400/回	600/回	利用者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	初老期（65歳未満）の若年性認知症の利用者に対し個別の担当者を定め、施設サービスを提供した場合に加算されます。
看取り介護加算（Ⅰ）	亡くなられた日：1,280円／日　亡くなられた前日と前々日：680円／日　亡くなられた日以前4～30日まで：144円／日 亡くなられた日以前31～45日まで：72円／日			
退所時等相談援助加算	内容により料金が変わります		施設から在宅に戻られる際、施設側が在宅復帰の相談援助をした場合に加算されます。	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付の合計額に14.0%を加算		この加算は、介護職員の給与の改善にあてられます。	